

N・チェムバレンの宥和政策とムッソリーニの外文(二)

—— ストレージ戦線の結成 ——

北島平一郎

目次

- は し が き
- 六 アフリカに関する一九三五年仏伊条約
ラバル・ムッソリーニ協定の締結
ラバル・ムッソリーニ協定の内容
仏伊利害関係
- 七 オーストリア独立の防衛
伊仏二国とオーストリア
ドルフス首相の暗殺
クー・デターとヒットラー
- 八 英仏伊三国とアビシニア
イタリアのフリー・ハンド
英仏伊三国のアビシニア葛藤
第一次世界大戦後英伊两国とアビシニア
- 九 ストレージ戦線の結成と意義
ストレージ会議

ストレーザ決議
ストレーザ決議の意図
ストレーザ決議の運命
ストレーザ決議の意義
十 この稿のむすび

は し が き

一九三三年における英仏独伊四国協定の不成就は、ムッソリーニ (Benito Mussolini, Italian Prime Minister) をいたく失望させた。その反動か、あらぬか、イタリアはアビシニアに積年の野望実現の手を染める。一九三四年一月にイタリアのアビシニア侵寇は、具体化する。翌年一月七日、仏外相ラバル (Pierre Laval, *Ministre des Affaires étrangères françaises*) は、ムッソリーニと一つの協定に到達する。小論はこれを取りあげることからはじまる。このラバルムッソリーニ協定が、仏伊両国間とアビシニアに重大な意味をもつ。これにつぎアビシニア問題の激化、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項の破棄、フランスの仏ソ相互援助条約の締結と事態は奔騰する。

小論はこれらを跡づけ、時にムッソリーニが、一方でオーストリア独立を防衛する立場で英仏両国と結合し、アビシニア問題で英国と疎隔するが、ヒットラーの暴走が英国をしてついにムッソリーニに近づかせ、これがストレーザ英仏伊三国連合の結成となる経緯を叙述する。そしてこのストレーザ戦線の三国結集が、ホーア・ラバル・プラン (the plan Laval-Hoare) の成立となって英国有和政策の実現となる事情をのべ、最後ストレーザ戦線の成立が、実にこの英国外交の有和政策転換への一大ステップとなる次第をのべる。

六 アフリカに関する一九三五年仏伊条約

ラバル・ムッソリーニ協定の締結

一九三五年一月七日、フランス外相ラバル (Pierre Laval) は、ムッソリーニ (B. Mussolini) 伊首相との間に一つの協定を締結した。これは、仏伊両国のアフリカにおける諸懸案を解決するものと謳われた。いわゆるラバル・ムッソリーニ協定の締結である。仏伊間には種々の問題がわだかまっていた。一九三三年六月七日の英仏伊独間の四国協定は、これら問題解決に明るい予測を与えるものとみられたが、これは結局最後英仏両国において批准されずに廃棄された。⁽¹⁾ この結果仏伊両国間の友好関係にひびが入るように思われたところ、当該協定の締結となって、仏伊両国間諸問題が再び単刀直入的に解決される見とおしとなった。当然両国間にまた一層の友好が、約束されることとなった。しかしこれは一九三四年一月四日、エチオピア・ワルワルにおけるイタリア軍とアビシニア軍との衝突流血が起つて、イタリアのアフリカにおける野望が云々される事態の中で行われたことであり、フランスのヒットラー政権樹立後の対伊融和態度が明確に看取される出来事であった。一月四日のワルワル事件では伊軍四百とア軍六百が衝突し、凄惨な争闘を展開していた。⁽²⁾

ラバル・ムッソリーニ協定の内容

アフリカにおける利害解決に関するフランスとイタリア間の条約、一九三五年一月七日 (Treaty between France and Italy regarding the Settlement of Their Interests in Africa, January 7, 1935. ラバル・ムッソリーニ協定)。
フランス共和国大統領とイタリア国王陛下は、両国間に存在する善隣友好関係をアフリカにおいて発展さす事とて

説 の目的達成のため、チュニジアに関する一八九六年九月二八日協定 (Les Conventions du 28 Septembre, 1896)

ならびに一九一五年四月二六日ロンドン協約 (L'Accord de Londres du 26 Avril, 1915) 一三条に夫々懸案となつてゐる諸問題を明確な手段をもつて解決することを庶幾して、その全権委員を任命する。

フランス共和国大統領、

外務大臣ピエール・ラバル氏、そして

イタリア国王陛下、

ベニト・ムッソリーニ政府首長兼外務大臣は、彼らの全権を公式に承認し、次の条項に同意する。

第一節 チュニジア問題 (Questions tunisiennes)。

一条、チュニジアのイタリア人並びにその植民地住民の地位と権利、そしてイタリアのチュニジア人のそれらは、特別協定によつて律せられる。その基礎は当日付の特別議定書に定められる。そして締約者は現条約とそれが、同日付で効力發生するようにすみやかに交渉に入ることを約束する。

第二節 リビアと隣接フランス植民地の境界 (Frontière entre La Libye et les Colonies françaises limitrophes)。

二条、リビアを仏西アフリカと一九一九年九月一二日パリ協定による最極点のチュモ東の赤道アフリカとから分ける境界は、次のごとく定められる。チュモ・モレ・ドマル・ドバハレ・ドゴロガの最北東端からレンネリ・ツルコレ・

マドゥウエビゲッダオジの三角点を経て、グリニッチ東經二四度と北緯一八度四五分の交叉点までの線。即ちチュモからレ・ドマル・ドバに接続する直線、レ・ドマル・ドバからレ・ドゴロガに結合する直線、レ・ドゴロガからレンネリ・ゲソとの融合点の下流に位置する点でレンネリ・ツルコに接続する直線、即ちフェザンから仏領土に残るバルダイに向うキャラバン通路のドゴロガレンネリ・ツルコの未開環状路、この地点からレンネリ・バルダゲとレンネリ・モモゴワかウフニと融合する点に接続する直線、この接続点からレンネリ・バルダゲをレンネリ・モモゴワかウフニから分ける高地の線、それからレ・マドゥウまでの山脈の線、従ってレンネリ・バルダゲズメリの右側の合流点、特に仏領土内に残るエンネリ・オドリ・チナ、ウアダケ、アラエ、メシユール、チレンノ、アゲスケ、カヤガ、アベチエまで。レ・マドゥウからエビ・スマの川上一〇軒のエビゲに接続する直線、この点からダオジの三角点に接続する直線、この点からグリニッチ東經二四度と北緯一八度四五分の交点に接続する直線。この線引きは現条約附図一に示される。

三条、この目的のため、両政府を代表する特別委員は、前条の規定に従って現場において境界劃定の仕事に着手する (Procéderont)。彼らは、その仕事の結末と共に、境界地域警察の効果的なあり方 (manière) を保証するためと、また土着民による放牧場と水源地 (des points d'eau) の利用を規制するためにとるべき手段につき合意された草案を両政府に提出する。

第三節 エリトリアと仏領ソマリ間の境界 (Frontière entre l'Érythrée et la Côte française des Somalis)。

四条、一九〇〇年一月二四日と一九〇一年七月一〇日のローマ議定書により確定されたエリトリアと仏領ソマリ間

の境界は、次の線をもってかえられる。バブ・エル・マンデブ海峡のデル・エールワからダーダト川直下流ウエド・ワイマに通じる直線。

五条、第二節三条と同文。

六条、フランスは、ドメイラ島とその無名の附属島嶼にイタリア主権を認める。

七条、条約は批准され、すみやかにローマにおいて交換されるべし。条約は批准の交換と共に効力を発生する。

一九三五年一月七日、ローマにおいて。

ピエール・ラバル 署名。

ムッソリーニ 署名。

チヘニジア問題に関する特別議定書、一九三五年一月七日 (Special Protocol regarding Tunisian Questions, January 7, 1935)。

両政府は次の事項 (les bases) に意見一致した。

1 一月七日付アフリカにおける仏伊面国の利害規制に関する条約の第一条に言及された (visée) 協約は、現実に有効な附属協定、並に文書の期限を一九四五年三月二十八日までとすることに基礎づけられる。一九四五年三月二十八日からはじまる普通法 (droit commun) への回帰は前進的に行われねばならない。

2 国籍の問題について、前述の協約は、次のごとく規定する。一九四五年三月二十八日以前にチュニジアにおいてイタリア人の両親から生れた個々人は、イタリア国籍をもつ。一九四五年三月二十八日と一九六五年三月二十七日との間

に、チュニジアにおいてイタリア人の両親から生れた個人々は、イタリア国籍を取得するが、彼らの多数達成につづく年 (l'année qui suivra leur majorité) にフランス国籍を主張し得る (reclamer)。彼らは、法定後見人の援助で一六歳以後、この選択をなし得る。一九六五年三月二八日からチュニジアにおいてイタリア人の両親から生れた個人は、チュニジアにおいてフランス国籍に基づく法体系に服属する。

3 チュニジアにおけるイタリア王立学校に関して、協約はその維持を一九五五年三月二八日までとする。その日からそれらは、チュニジアにおけるフランス学校法制に従う私立学校となる。この協約は、将来において現実の法制から結果するようにイタリア私立学校の地位を悪化させることは出来ないこと、並びに転換の後、王立学校の生存 (la survivance) のための行政的許可は、その活動が中断しないように認められることが理解されている (Il est entendu)。

4 一九四五年三月以前に、チュニジアにおいて特に法職、医業、菓業、助産婦、建築業等の自由業を営む許可を得ていたイタリア人は、第一項の適用によって如何なる体制が確立されようとも、生涯を通じてこれらを継続することが出来る。

二 通作製。

ローマ、一九三五年一月七日。

ピエール・ラバル 署名。

ムッソリーニ 署名。

諸協定の伊公式要約（附仏公式要約覚書）一九三五年一月八日。

オーストリアとダニューブ沿岸中欧（Autriche et Europe centrale danubienne）。

両国政府（仏伊両国）は、関係各国に内政不干渉協定、と締約国の一に対する領土的な一体とその政治的あるいは社会的体制への武力侵害を忌避する協定の締結を宣言する。

この協定の締約国は、オーストリアとその隣接国、イタリア、ドイツ、ハンガリー、チェッコスロバキア、ユーゴスラビアとなる。

この協定はフランス、ポーランド、ルーマニアの同意を得るべし。そしてオーストリア、フランスの隣接国、さらにはその継承国（successeurs）にもその範囲を広げるべし。

その上、イタリア政府とフランス政府は、オーストリアの独立と統一を保持する必要があることを考え、その独立と統一が脅威された場合、仏伊両国政府は彼らの間とオーストリアとの間でとるべき手段につき協議することに同意する。この協議は、その後この協力を確かなものとするために他の国々にもひろげられる。

植民地の経済的利害関係（Intérêts économiques coloniaux）。

イタリア政府首長と仏外相は、夫々の本国とそのアフリカ植民地、ならびに隣接国との経済的関係を発展させることを今や好機と認め、この協調の実現のために必要な手段をとることを誓約する。この協調の場でデブチアジス・アベバ鉄道へイタリアの参加が実現する。

軍備（armements）。

イタリア政府とフランス政府は、一九三二年二月一日の権利平等宣言にかんがみ、軍備に関する義務を一方的

に変更出来ないことと、このことが起つた場合彼らは協議することを約定する。⁽³⁾

仏伊利害關係

フランスはイタリアとは、本来的に利害關係が相反していた。それはイタリアが一八八二年にドイツの側に加担して、フランスのチュニス進出に対抗しようとした故事をもち出すまでもない。フランスは、オーストリアからバルカン半島、特にダニューブ沿岸諸國、トルコを中心とする中近東に勢力を扶植することをその外交政策のコーナーストンの一つとしていた。そしてまたフランスは地中海帝國としてアフリカ植民地擴張に大いに野望を燃やしていた。

イタリアもまた、同傾向の國家であつた。イタリアの膨張主義は、その國家統一以來すさまじいばかりの激しさであつたが、イタリアは第一大戰以來、平和條約改訂派としてたちあらわれ、ユーゴスラビアの建國を喜ばず、アドリア海を自己の内海とする野望を蔵していた。ハプスブルグ王家の復辟を図り、ハンガリー、ブルガリアの條約改訂主義を支持していた。またアルバニアへの脅威を構成していた。こうみてくると、當然イタリアはフランスの与党小協商と眞向からの敵対となる謂であつたし、フランスにとってこれは耐え難い事實であつたに違いない。さらにイタリアはフランス同様、地中海帝國としてアフリカ植民地の開發をリビア、伊ソマリランドからアビシニアにのぼさんと焦慮していた。⁽⁴⁾

こうした仏伊兩國であつたから當然その外交政策の逐鹿戰では、兩國は激しく敵對するはずであつた。そして三國同盟對三國協商の對立はおくとしても、第一大戰以後も仏伊兩國は、大戰中の蜜月を過ぎれば、地中海、バルカン半島、アドリア海、エーゲ海、アフリカとその對立をするどく際だたせてきていたのであつた。⁽⁵⁾この仏伊兩國が結合するのは、當然これら兩國間野望の競合を止揚する契機が存在しなければならなかつた。そしてそれはいうまでもなく

説

ドイツの脅威であった。一九二五年ロカルノ条約のこれら諸国間における締結は、まず独仏両国の賠償をめぐる争いを中止させることであつた。ラバルムツソリーニ協定の成立も、ドイツのヒットラー抬頭の空気を緩和させるための措置であつたことは言うまでもない。さらにそしてフランスがよつてもつてイタリアたのむに足るべしとしたのは、イタリアが今やオーストリアの独立維持をその外交政策の金科玉条としていたことであつた。独墺合邦を忌避するのは、第一次大戦後中欧、バルカンの一大国是であつた。そしてその主義に最も忠実であつた有力国は、他ならぬイタリアであつたからである。⁽⁶⁾

論

(1) 大阪経済法科大学法学論集(以下法学論集として引用)、第十号(一九八四・二)「N・チェムバレンの宥和政策とムツソリーニの外交(一)、五、ヒットラーの抬頭と英仏伊三国外交」拙稿、参照。

(2) The League of Nations, ed. by R.B. Hertz, Oliver & Boyd, 1973, pp. 119, An Extract from "The Conquest of an Empire, de Bono, 1937." デ・ボノ (General Emilio de Bono) が東アフリカで、事件の後送られた時、ムツソリーニは彼に話かうまくゆけば、皇帝 (Le Negus) にデ・ボノが高等施政官 (High Commissioner 保護領における本国代表官) になると伝え、なおデ・ボノが誤解を解き、イ・ア両国の精神的物質的友好関係をうちたてるために送られたと伝えよ。もしそうならなければ悪化する事態にそなえて準備せよ。その時には、我々自身の自己的見地に從つて事態に対処しなければならぬ、と言つた。そしてこう重大事をつけ加えた。「この時期、ローマでラバルとの会談が行われた。それが、東アフリカにおいて我々が行動をとらなければならなくなつても、フランスは我々の道に何らの障害を設けないと期待する理由 (reason to hope) を与えた」云々。Histoire des Relations internationales, tome 8, de 1929 à 1945, par P. Renouvin, Hachette, 6e édition, 1976, pp. 57-58. ソルボンヌ大学教授であつた P・ルノバンはこれにつき次のごとく説明する。イタリアは一九二五年以来、英国と協調してアビシニアに経済的独占を打立てようとしていたが、皇帝はこれを認めず、鉄道利権についても否定的で、物資は日本、資本は米國からとり入れる方策に出た。こうしてイタリアは一九三二年からアビシニアの政治的制圧を具体化しようとした。そして植民相デ・ボノ大將が一万二千人の伊軍を展開する軍事プランに着手した。

(3) Documents on International Affairs, (hence cite as D.I.A.) 1935, Vol. I, ed. by J.W. Wheeler-Bennett & S. Heald,

Oxford Univ. Press, R.I.I.A., 1936, pp. 19-22, Treaty between France & Italy regarding the Settlement of their Interests in Africa, Jan. 7, 1935, Titre I, Questions tunisiennes, Titre II, Frontière entre la Libye et les Colonies françaises limitrophes, Titre III, Frontière entre l'Érythrée et la Côte française des Somalis. Special Protocol regarding Tunisian Questions, Jan. 7, 1935, Ibid., pp. 16-17. ムッソリーニはこのローマ会談で「ぎおだやかながら確然とした態度で、一般的な欧州(世界)問題の解決がひいては伊伊兩國懸案(celle des questions à proprement parler franco-italiennes)の解決となる。ローマにおいて委曲をつくし、外交的に問題を解決してそれを明確な議定書にしなければならぬ(consacrer)」と決意のほどをのべていた。法学論集、第十号、前出、八頁に一九一五年四月二六日ロンドン条約二三条をのせている。当該ロンドン条約の解決が、条約中に明文化されていることは重大である。

- (4) 例えば、エール大学「国際関係」教授であったA・ウォルフアー(A. Wolfers)は次のように言う。小協商は伊伊兩國友好関係の如何なるものにも反対した。イタリアの野心は小協商の利益に反した。ユーゴスラビアは、フランスにイタリアの脅威から守ってくれるよう要請した。イタリアは、ハンガリー改訂主義、ブルガリア人、マセドニア人を支持し、アドリア海を内海とする野心を有し、ハンズブルグ復辟運動を支援し、またアルバニア侵透策を追求する」と。Britain and France between Two Wars, A. Wolfers, G. J. McLeod, 1968, p. 143. P・ワンドツは「これに引き次のごとく説明する。従って、一九二四年一月にユーゴスラビアが、イタリアと協定を結んだ時も、ベネシエ(Benes)はこれをイタリアをなだめ、かつ(ユーゴに對し)その武装を解かさせるという観点から理解した。ベネシエ自身もそのすこし後に、ムッソリーニと条約を結ぶが、同様のねむいをもっていた。即ち彼は仏同盟重視をこれによって変えようとは考えなかった」と。Piotr S. Wandycz, France and her Eastern Allies, 1919-1925, Univ. of Minnesota, 1962, p. 305.

- (5) Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, ed. by E. L. Woodward, M. A., F. B. A., & R. Butler M. A., First Series, Vol. I, 1919, H.M.S.O., 1947 (hence cite as D.B.F.P.), No. 4, Notes of a Meeting at Quai d'Orsay, July 7, 1919, and others. フィウメにおいて、イタリア人による煽動から暴動が起り、駐留仏兵九名が殺害されるという大事件となったことが報告されている。フィウメには各国の駐留軍があり、また軍艦、船舶もいて騒擾の空気が強かったが、イタリア人は義勇軍を形成し、伊国王の名で統御が行われている。八日、このため協商連合国による調査委員会が設けられることとなったが、イタリアは、協力的でなかった。米仏兩國は、直ちに委員の任命を行った。英国は、九日、委員を任命した。イタリアは、士官を出席させるという態度をとっている。結局この事件は「ダマンチオ(G. D'Annunzio)のフィウメ占領、後、ムッソリーニによるその併合へと続くフィウメ事件のさきがけを構成した。ここです、伊伊争闘が行われたことが重大であった。

(9) D.B.F.P., Second Series, op. cit., Vol. V, 1933, No. 77, A Report by Sir R. Graham (Rome) to Sir J. Simon, Rome, April 14, 1933, p. 142. ヴルヌス首相のローマ訪問の主たる目的は、マンカンの協定締結準備のためであるが、彼は勿論マンソリーニ首相と会見し、オーストリア・ナチスに関する困難な境情勢を話し合いたいとしていた。一つの情報によれば、ブルヌス首相は、マンソリーニ首相にハイムウェール (Heimwehr) への武器と資金の援助を要請するものゝやられた。Ibid., No. 89, Sir H. Rumbold (Berlin) to Sir J. Simon, Berlin, April 25, 1933, p. 161. マンソリーニ首相はドイツにおよぶ激越な反ヒタヤ行動を中止するや、ダーリング (Caplan Göring) に申入れた。またマンソリーニ首相は独逸合邦 (Anschluss) の反対を報じた。Documents on German Foreign Policy (hence cite as D.G.F.P.), 1918-1945, Series C (1933-37), Vol. II, Oct. 14, 1933-June 13, 1934, No. 153, Ambassador Hassell to T. Habicht, Rome, Dec. 28, 1933, pp. 285-86. この報告によれば、ローマではアンシュルスは結局は、不可避免とみてゐる。ブルヌスの存在はそれへの反対保障とはなり得ない。ただ現在ではこれを阻止すべきだとしつゝ、と言ふ。Ibid., No. 258, Memorandum by the Foreign Minister, Berlin, Feb. 16, 1934, p. 491. 伊大使セルチ (Cerruti) によるとマンソリーニは最近、アンシュルスを許すことは出来ないと発言し、オーストリアと独国家社会党政権との連合 (Gleichschaltung) は、アンシュルスの同意語だと語つた、と言ふ。なお大使は、オーストリアのハイムウェールの行動は、ローマによって指揮されているという重大発言を行った。外相 (Konstantin von Neurath, 1932-38) はスターレンベルグ (Starhemberg) の態度はここに由来があらう、としてゐる。

七 オーストリア独立の防衛

伊仏二国とオーストリア

オーストリアをめぐる仏伊両国の利害が、この時一致してゐた。その一致は、しかしただオーストリアの独立を保持するということにだけかかっていた。微妙な一致であつた。⁽¹⁾ フランスは第一大戦後境匈帝国を解体し、そこから生れ出た民族国家群を防衛保護する立場であつた。従つてフランスにとってオーストリアの独立を守るのは、オーストリアが昔の境匈帝国にかえつて、再びこれら民族国家群—チェッコスロバキア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニ

ア、ユーゴスラビア等を吸収合併してしまわないようにするためであった。ここに、フランスのオーストリア独立保持の意味があった。フランスは、オーストリアからバルカン半島、両海峡、トルコ、中近東にルイ一四世以来の支配体制を及ぼそうと念願していた。そしてこれは、一九世紀初頭以来のアフリカ植民帝国の建設と相まってその大きな野望となっていた。

イタリアのオーストリア独立防護の意図は、フランスの場合と全く異なっていた。イタリアにとってオーストリア独立防護は、ドイツからの脅威に対するものであった。ドイツがオーストリアを神聖ローマ帝国の昔のように、また一八七九年の独逸同盟のようにその意味で合併してしまわないようにこれを守る必要があったのである。ドイツの魔手が、オーストリア、解体されて小さくなってしまった昔日の大帝国を併合しないように、これを防護しなければならなかったのであった。⁽²⁾ オーストリアは一八六一年まで、イタリア・ベネチア、ロンバルジーを併呑し、法王領まで蚕食して全くイタリア民族国家の癌であった。それが第一大戦後、立場をかえてオーストリアは縮小し、イタリアはブレンネル峠までのオーストリア・南チロルを併合して、その勢威をそこに逆発光していたのであった。しかしイタリアは、当時すでににしてアルト・アデッチ (Alto Adige) 問題をかかえ、それ以上オーストリアを侵害する意思も実力も持ち合わせなかった。⁽³⁾

イタリアの目的はオーストリアに対し、その独立を防護することであり、その方策として、イタリアはオーストリア、ハンガリー両国をあわせて、これら三国間に三国協商を作出することを旨とするのであった。かく、一はハプスブルグ家の復辟を阻止し、他は伊勢力下の中欧結合を作出しようとしたのであった。しかしハンガリーは、ムッソリーニ首相の意思に充分従わなかった。匈匈両国とも第一大戦後は、経済的疲弊状態にあり、債務はかさみ、ハンガリー

はこれにモラトリアムの設定を宣言し、オーストリアもこれにならわんとする風潮で、オーストリアは経済的にイタリアとの協商関係を欲していたのであった。こうして伊墺二国関係は、政治的にはオーストリアの独立が防衛されねばならず、経済的には両国の共存がはかられねばならなかった。⁽⁵⁾

ドルフス首相の暗殺

伊仏両国がオーストリア独立を擁護することは、みたごとくその動機は相異なるが、目的的には一致していた。そしてムッソリーニ首相は、一九三四年七月二五日、オーストリア・ナチスのクー・デターを伊空陸師団を伊墺国境ブレンネル峠に急派展開することによって圧殺し、オーストリア独立を防衛して所期の目的を充二分に達成しその限り、英仏両国の付託にこたえたのであった。即ち同日白昼、オーストリア・ナチス黨員一五〇名が墺国首相官邸、鉄道、放送局、発電所等を襲い、また襲う計画をもち、首相官邸に乱入した一団は、オーストリア首相ドルフス (Engelbert Dollfuss) をその場で殺害したのであった。しかしクー・デターは、全くムッソリーニ首相の動きによって失敗し、親ナチスの駐伊墺国大使リントレン (Rintelen) を墺国首相職に任命するというラジオによる放送宣言をなしたただけで、他に何らなすところなく終った。連累は、軍と警察またはムッソリーニ首相の要請もあって出動した防衛軍 (Heimwehr) 等によってほとんど捕縛され、さらにスチリア、カリンシア等におけるナチス決起も数日後に鎮圧された。後、この事件は、墺国ナチ党査閲官ハビヒト (Theodor Habicht) を追放し、さらに首謀者八名を死刑として落着した。⁽⁶⁾

何故この時、ドルフス首相が自国のナチスによって殺害されねばならなかったのかは、種々の判断が下されるだろうけれど、その根本原因は、ドルフス首相がムッソリーニ型ファシストであったことであり、オーストリアがファ

ツシスト国家としてイタリアに強く緊縛されるみとおしが、このとき非常に前面に押し出されてきたためであった。ドルフス首相は、最初農民党の領袖として政治活動に入り、エンデル博士 (Dr. Ender) の下でキリスト教社会党の農務大臣となった。一九三二年五月二〇日、彼が傭国内閣を組織したときの与党は、キリスト教社会党と農民党、ハイムウェールであった。翌年彼は、三月に早くも議会活動を停止し、緊急令で政治を行う体制を確立している。この情勢下、ドルフスの独裁強化を恐れたオーストリア左翼、ナチス共にあせり、これからナチ党の暴発となったとみるのが至当の判定となる。ドルフス首相が伊型ファシストであったこと、オーストリアを彼の政治綱領によって改革しようとしていたことは、次の例証よりして明確である。

一、一九三三年九月一日のオーストリア内閣改造でドルフス首相は、防衛軍にさらに大きな権限を付与すると共に、自らは、五つの閣僚職 (内務、外務、国防、公安、農務) を兼摂した。

一、ドルフス首相はハイムウェールのスターレンベルグ (Ernst R.F. Starhenberg) と協調し、オーストリア・ファシショ化のため、左には社会民主党を、右にはオーストリア・ナチスの弾圧につとめていた。一九三三年三月三十一日には社民党の共和国防衛団 (Social Democratic Republican Schutzbund) を解散し、ドイツ帝国治安官兼ナチス広報官 (Hitler's Reich Commissioner for Justice and Nazi Propagandist) ハンス・フランク (Hans Frank) を追放、また翌年六月には傭国ナチ党査閲官 (Inspector of Austrian Nazi Party) ハビヒトを活動停止にしていた。社会民主党弾圧は、最後、一九三四年二月の政府対社民党の大衝突となり、これは、政府側死者一〇五名、負傷三百名以上。社民党側死者一三七名、負傷者四百名となり、これにより、同党はほとんど潰滅した。

一、一九三四年三月一七日の伊傭匈三国ローマ議定書の締結と共にオーストリアは五月一日、いわゆる協調組

家 (Corporate State) を設立し、組合憲法を發布した。これにより政府は、国家を七つの団体に分け、その各々に使用者と被傭者の団体を所属させ、国家組織をイタリア組合国家構想の範にならわんとした。七団体とは農業・森林、公益事業 (public service)、産業、製造業、商業・交通、銀行・保険、自由業であった。ちなみにイタリア組合国家の構想は、経済活動を六つのカテゴリーにわけ、即ち製造業、商業、海上運送、陸上運送、農業、銀行—この各ブロックに経営者組合、労働組合を作り、都合一二の組合の上にさらに一三番目のものとして知的職業のそれを加えるものであった。⁽⁶⁾

一、憲法發布と同時に、オーストリアは、バチカンと政教条約 (Concordat) を締結した。これもムッソリーニ政権のひそみにならったもので、ムッソリーニ首相は一八七〇年一〇月、エマヌエル二世 (Victor Emmanuel II) のローマ入城と共に疎隔したバチカン・ローマ法皇とイタリア政府との関係修復につとめ、一九二九年二月一日にラテラン協定 (Laterano accord) をバチカンと締結して、その関係改善につとめていたのであった。

クー・デターとヒットラー

奥国ナチスによる七・二五クー・デターをドルフス首相の生命を代償としたとはいえ、不成功に終らせたのは、ムッソリーニ首相の功績であった。同志ドルフスの死は彼にあってはまさに痛恨の一事であったけれど、少なくともヒットラーは、このクー・デターに何等の動きに出ず、また出られず、事変を拱手傍観するに止まったことは、イタリアとまた英仏両国にとり大きな安堵であった。これだけの大事件を奥国ナチスが、全く孤立無援を覚悟で自殺的に敢行したとは考えにくい。ヒットラーは、同日バイロイトのワグナー祭に出席して事件のニュースを聞き驚愕したと言われているけれど、この奥国ナチスの一挙が成功していたならば、ヒットラーがオーストリアに進攻気構えでその支

持に出たであろうことは容易に首肯出来るところである。それは彼が、オーストリア人であったこと、アンシュルス (Anschluss 独塊合邦) を生涯の目標としていたこと、これを彼はマイン・カンフ (Mein Kampf) に書き誌していることから当然推測出来るし、この伏線として彼はオーストリア部隊 (Austrian Legion) を創設し、数千の軍隊をババリアの奥国々境にとどめる一挙にすでにして出ていたからであった。⁽⁷⁾

一九三八年三月にヒットラーはアンシュルスを強力達成するのであるが、この時にはあれほどアンシュルスに反対していたムッソリーニが百八十度態度を転換して寧ろヒットラーをたすけるのであった。ヒットラーがドルフス暗殺に終った七・二五クー・デターをアンシュルス達成のための教訓としたとすれば、それはムッソリーニを彼の側に抱きこむこと以外にはなかったといわねばならない。そしてそれをヒットラーは、ベルリン＝ローマ枢軸達成をもって実現してゆくのであった。この面からすれば、ヒットラーもまた、端倪すべからざる外交家であったといわねばならないのである。

(1) P・ルノバンは、フランスの政策は、ヒットラーのオーストリア企図のために、中欧においてイタリアとの協力関係を必要條件としたが、しかしイタリアのジャーナリズムはイタリアの「歴史的必然」(la principale nécessité historique) はまた、植民地膨張にあることを屢々強調している、と言う。ダニューブの現状維持を防衛することと交換に、エチオピアの企図に対する支持を明示、黙示いずれにしても、フランスからとりつけることをファシスト外交は起り得ることとして考えた、と言って *cf. Pierre Renouvin, op. cit., p. 59.*

(2) ポール・レイノーは次のように言った。ヒットラーは、ジグフリード線 (la ligne Siegfried) によって彼の背後を守り、ベルギー政治を破壊してはじめて食事ははじめられる (peut commencer son repas)。その時アントレを出すのはオーストリアである。オーストリアが併合されれば、チェッコの防衛線はズタズタになり、ボヘミアは、巨大なくるみ割りの刃の間にはさまれることとなる。すべてはチェッコスロバキアの解体のために準備される。オーストリアを奪いとることは、ヨーロッパを無条約にさせる。連合国は、これを放置出来るか。中でもオーストリアの維持に最も直接的利害をもつ国は、イタリアであ

る。一九二五年五月二日、ロカルノに関し、ムッソリーニはイタリア上院で獅子吼した。「ライン国境を保障するだけでは不十分である。フレンネルのそれらも保障されねばならぬ。イタリアは、……ドイツによるオーストリアの併合を許すことは出来なう」云々。Au Coeur de la Meïée, 1930-1945, Paul Reynaud, Flammarion, 1951, p. 255.

(3) 法学論集前掲書、四のロカルノ条約の項、並びに同註(5)参照。

(4) D.I.A., Wheeler-Bennett & S.A. Heald, op. cit., 1933, R.I.I.A., 1934, (X) Protocols signed by Austria, Hungary and Italy in Rome, March 17, 1934, pp. 396-98. 伊奥匈三国は経済的協力体制確立のため、当該議定書を締結した。彼らの間の製品の交換を能率的にする。経済的自己充足という不健全な方策に反対する。相互輸出を促進し、相互補完関係を確立する。このための新二国条約(伊奥、奥匈、伊匈)は、旧友好二国間条約を基礎として一九三四年五月一日までに締結される。特に伊奥間のそれは一九三三年九月二十九日のダニエーブ覚書の一条に則り、二つのリストが準備される。一は、それらのための関税特権の譲歩が両国の利害生産者間の協定の締結によって実行される製品を示すもの。他はそれらのための譲歩が生産者自身の間の如何なる協定からも独立に適用されると認められる製品を含むものである。

(5) Documents and Readings in the History of Europe since 1918, W.C. Langsam, Kraus, 1969, No. 211, The Death of Chancellor Dollfuss, pp. 705-709. 最初八名の武装ナチが、衛兵交替時を狙って首相官邸におどりこみ、ガード、警官すべてをとらえた。首相は避難のため、最初書齋背後の階段に導かれたが、他のコミッサールによって反対の国家文書室から街路に出るよう誘導しなおされ、書齋にもどったところでおたれこんできたナチに直面し、とらわれた。発射された弾丸二発が首相に命中し、午後一時すぎから三時四五分まで首相は手当をせず、医師、牧師の導入も拒否されて絶命した。

(6) オーストリアもドイツ、イタリアと同様第一大戦後の経済的困難から政治上の左右両派の過激化が不可避となっていた。これを止揚して国家統一と安定を回復するため、最も直接的効果的手段は、強力をもって左右の反対派を屈服して一つの政治傾向に従わせることであつた。ここにファシズムの温床があつた。オーストリアでも一九三四年二月二日、レッド・フロントの峰起があり、国軍に鎮圧された。一日一夜にはウイーンの諸方でも下水システムに破壊が企てられた。その他左翼の峰起につづいての報告が種々なあれど云々。D.G.F.P. Series C, Vol. II, op. cit., No. 253, No. 263, Memorandum by Gilbert Inder Maur, Vienna, Feb. 16, 1934, Report & No. 264. 駐独仏大使であつたフランソワ・ポンセは、ドルフスが自国ナチスに対し一九三四年、対抗的強力手段を増加したことを記して云々。André François-Poncet, Souvenirs d'une Ambassade à Berlin, Septembre 1931-October 1938, 1946, Flammarion, p. 203. ドルフス首相は一九三四年五月一日、独裁主義的憲法 (une constitution de type autoritaire) を導入し、英仏民主主義者の信用を全く喪失した。また奥国ナチスは、

路上戦争には傍観者の態度をとって政府に協力的であった後、首相反対の陰謀を準備した」と。Pierre Renouvin, op. cit., p. 66.

(7) ヒットラーの「我が闘争」は、独逸合邦をその主論の一つの柱としてゐると言える。この「一節」もある。「しかし最後余は、余の熱心な希求即ち故郷(オーストリア)とその共通の祖国ドイツ帝国(German Reich)との結合を実現するに立場になつて生活し、働く幸せを求めた」と。Hitler's Mein Kampf, translated by R. Manheim, Hutchinson, 1969, p. 114. ヒットラーが、独逸合邦に種々の手段を積重ねてゐたことを否定するものは誰もない。しかしヒットラーが、七・二五クーデターに直接関与してゐたと主張するものもなす。ヒットラーが、ハイロイトのワグナー祭に出てゐた云々のストーリーから彼の直接無関与説をなすのは、ハロック(A. Bullock, Hitler, first published 1953, Bantam edition 1961, pp. 282-83)・シャイラー(W.L. Shirer, The Rise & Fall of the Third Reich, Simon, 1960, pp. 279-80) 等である。ド・ルンペン(ドイツ政府はクーデターの詳細(une information Complète)を知らぬ)の準備の流れの中に置かれてゐた。オーストリア軍が叛乱に加わつてゐるといふような言説もあつたと言つてゐる。P. Renouvin, op. cit., pp. 65-66. チェロツセル(リール大学教授であつた)は、ヒットラーの個人的責任(la responsabilité personnelle d'Hitler)は確定出来ない。暗殺はドイツで準備され、あるナチ・グループがヒットラーを出しぬいた(dépasser)のだと言つてゐる。Histoire Diplomatique, de 1919 à nos jours, J.-B. Duroselle, Dalloz, 1957, pp. 193-94. フランソワ・ポンセはハイロイトの話を回想記に書いてゐるが、ヒットラーは自己の無実を証明するのに躍起となつた、としてゐる。彼は叛乱者となつた人たゞに発行されてゐたドイツ入国査証(Le sauf-conduit)を無効にしたため、彼らはオーストリアに追いかせられ、そこで逮捕された(où ils sont arrêtés)。なおヒットラーは事件とともに駐独大使をリヒト(Richt)からハーペン(Papen)副首相にかえてオーストリア慰撫につとめ、ハビヒトを七月二七日に罷免した、としてゐる。André François-Poncet, op. cit., pp. 207-208.

八 英仏伊三国とアビシニア

イタリアのフリー・ハンド

ムッソリーニ首相のオーストリア・クーデターに対する態度は、英仏両国を大いに安堵させた。英仏伊三国によるヒットラー對抗陣營の結成が倫理的にも可能となつた。そしてフランスはこの関係においていち早く突出し、ラバ

説
 ルムソソリーニ協定の締結となつたのであつた。同協定によつてイタリアは ①リビアの領土一萬四千平方料、
 ②エリトリアのそれ八百平方料、③ヂブチリアジスアベバ鉄道 (Jibuti-Addis Ababa Railroad) 株、二千五百株 (三
 萬四千株中) を得たのであつたが、④なお重大譲与としてラバル外相が、ムソソリーニ首相にアビシニアにおけるフ
 リー・ハンド (Les mains libres) を認めたいことがあつた。このフリー・ハンド問題はすでにして一九三四年

七月、時の仏外相ルイ・バルトウ (Louis Barthou) によつてイタリアに認められていたとするものであつた。彼の
 マルセイユにおける暗殺 (一九三四年一〇月九日) と共にそのあとをついだラバルによつてこれが彼の協定中に認め
 られるのは、大いにあり得ることであつた。アビシニアにおけるイタリアのフリー・ハンドとは、まさに大事件であ
 る。後にラバルはこれを経済的なものと弁明するが、果して制限のついたフリーという概念がどう成立するのか、ま
 た一國による一國のフリー・ハンド承認は如何なる効果を持つのか、経済的侵透が、政治的圧力なしに如何にして可
 能となるのか等疑惑は欧州政界に雲の如くわき上るのであつた。⁽¹⁾

こうしてフランスは早々とアビシニア問題に対伊協調を打出し、これを軸にソ連にも接近し、一九三五年五月二
 日には、一九三二年一月二九日の仏ソ不侵略協定 (pacte franco-soviétique de nonagression) を仏ソ相互援助
 条約 (pacte franco-soviétique d'assistance mutuelle) にまで高めるのであつた。⁽²⁾ フランスはこれらにより、欧
 州におけるフランス安全保障を強固にし得たと誇つたが、反面エストニア、ラトビア、リシアニア、フィンランド、
 ポーランドをはじめとするソ連欧州隣接國、また小協商等バルカン諸國は、仏ソ同盟にソ連の力と野望の復活を感じ
 て晏如たり得なかつた。ヒットラーの驀進と共にいわゆる小國群の英仏陣營離れがはじまるのは、こうしたフランス
 のイタリア接近、ソ連接近という八方破れの外交活動のしからしむるところというのも否定出来ない一面であつた。⁽³⁾

ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項破棄

英仏両国のイタリア依頼は、しかし対墺態度はともかく、イタリアのアビシニア侵略気構えの中でなされていたことが勿論重大問題であった。イタリアのアビシニア侵勢を喰い止めることは、欧州秩序の維持、国際連盟規約遵守の立場から英仏両国にとっては死活の重要問題でなければならなかった。一九三四年一月にはじまったイ、ア両軍の衝突は、年が明けて拡大の気配を濃厚にし、一月、二月と小衝突を繰り返して、二月一日には情勢下再び大規模な戦闘の発生さえ予測された。そして同日、イタリアが二箇師団の対アビシニア向け動員を決定したことにアビシニア政府はイタリアに嚴重抗議を發し、英国の立場はますます困難となった。⁽⁴⁾

しかし事態は複雑であった。アビシニア情勢が過熱する一方の一九三五年三月一六日に至り、ヒットラーは突如、ベルサイユ条約軍事条項の破棄を獅子吼し、ドイツ軍拡張行を宣言した。そしてベルサイユ条約第五部が課した軍備制限条項である一〇万人の傭兵制度を廢止し、徴兵制導入、一二軍団、三六箇師団、五五万人の軍隊創設を發表した。ドイツ空軍がすでに存在していることは一週間前に早くも發表されていた。(ドイツ空軍は、対英パリティを達成すると豪語されたが、戦後計算ではその五割にとどまったといわれている。)

ヒットラー宣言の要旨は、次のごとくである。

ドイツのベルサイユ条約第五部破棄

一九三五年三月一六日ヒットラー宣言抜粋。

ドイツ国民へ

一九一八年一月にドイツ国民が、ウイルソン大統領の一点に信をおいて、彼らが決して自発的に望まなかった

説

論

戦争に四年半の名譽ある抵抗の後、降伏した (grounded arms) 時、彼らは自分たちが苦惱するヒューマニティに、また偉大なアイデアをそれ自体に貢献したと信じた。……ドイツ国民は、防衛のあらゆる条件と可能性を破壊する諸条件を甘受し、成就した。ドイツ国民と政府は、ベルサイユ条約に規定された軍縮の条件を満たすことによって、国際的一般軍縮の端緒がマークされ、保証されたと考えた。……しかるにドイツは条約の一締約者としてその義務を履行したが、第二の締約者において義務の履行 (redemption) は果されなかった。即ち戦勝国締約者は、一方的にベルサイユ条約の義務と絶縁してしまつたのである。……ここに、締約国の一方においてベルサイユの軍縮条項を誠実に履行する何らの心ばえ (inclination) の存在しないことが、最終的に明白になつた。

この事情のもとで、ドイツ政府は、自ら偉大な国民と帝国の無気力な無防備の条件に終止符を打つ必然性を感じざるを得なかつた。……しかしこの時においてもドイツ政府は、その国民と全世界の前にドイツは、ドイツの名譽と帝国の自由を防護することを越えて進まぬこと、戦争気構えの攻撃のための一切の手段をつくらぬこと、ただ防衛と平和の維持のために努力することを誓う。

この見解をもってドイツ帝国政府は今日、次の法律を成立させた。

一九三五年三月一六日ドイツ法律。

- ① 防衛軍における兵役は徴兵制 (universal military service) である。
 - ② 陸軍に編入される警察隊を含むドイツ平時軍制は、一二軍団、三六箇師団である。
 - ③ 徴兵制の補助法令は帝国国防大臣によって起草され、帝国内閣に提出される。⁽¹⁾
- ドイツのベルサイユ条約軍事条項廃棄は、驚天動地のショックを英仏両国に与えた。特に英国は強い影響を受け、

その従前の思考はストップし、外交政策の練り直しが急拠はかられた。しかしこの結果出てきたものは、やはり事態に隠忍自重して平和を破らぬというそれであった。こうして英国政府はムツソリーニ宥和に乗出す。毒には毒をもって制するという考え方が支配的となる。従ってフランスの行動にならない、ヒットラー抑制のため、イタリアのアビシニア侵勢には眼をつぶり、英仏伊三国連携によるヒットラー対決戦線の結成が目論まれるのである。即ち一九三五年四月一〇日のいわゆるストレーザ戦線の結成である。

この事態となつて、ヒットラーとムツソリーニが意識的にしろ無意識的にしろ、欧州政局をリードしていることが明確となつた。この時、独伊両国はオーストリアをはさんで依然対決していたが、彼らの前途打開が彼らの相互依存にあることが、事態の帰趨から明瞭に浮かびでていた。英国はヒットラーの驀進を喰い止めるためにはムツソリーニの侵略を承認しなければならず、ムツソリーニを制肘するためにはヒットラーの東方進撃に眼をつぶらねばならない謂であつた。フランスは一九三五年一月一三日の人民投票によるザール地域のドイツ帰属で自信を喪失し、兵役年限を二倍とし、入隊年齢を引き下げたがその数日後にヒットラーによるこの軍備拡大宣言にあつて、ただただイタリアを語らい英国に依存して、眼前の炎厄から何とかして逃れたいと願うのみであつた。そこに、ヒットラーの岩礁とムツソリーニの大渦の間にたゆたう英仏両国の姿があつた。

英仏伊三国のアビシニア葛藤

イタリアのアビシニア突出を如何に取扱うかが当時英仏両国の大問題であつたとして、フランスはこれに承認を与える態度をとり、英国は国際正義と国際連盟の立場からムツソリーニ制肘の立場に出ようとすし、その外交は甚だしく相異した。それがこの問題で両国歩みよりのとなるのが、ストレーザ戦線となる。しかし欧州のアビシニア開発につい

説

ては、これは歴史的なものであり、また英仏伊三国の競合がこれを推進したのであった。この経緯の中に英仏外交、特に後者のそれが、ムッソリーニ制肘一面的となり切れぬ複雑さがあつた。英仏伊三国のアビシニア開発経緯は、次の如くであつた。

論

一、一八五五年、英国、アビシニア進入。これがアビシニア開発の先鞭となる。エジプト—アビシニア戦争を経て一八八四年、英ソマリランド保護領設定。その後英国のハラルへの進出が一旦はかられるが、それは結局イタリアに譲られ、後は専らアトバラ河の水利権、ブルー・ナイルのそれ、スーダンへの水路確保等の方向へ英国のアビシニア開発の努力が展開される。

一、フランスは英国につづきアビシニアに入り、一八六二年オボクを手中にして一八八四年、仏ソマリランド保護領建設。一八八七年、これをヂブチに拡大。翌年英国との間に英仏両ソマリランド保護領の境界劃定を行った。その後フランスは領土拡大にふけらず、ヂブチ—アジス・アベバ鉄道の建設をもつてアビシニア経済の中枢に喰い込む政策を追求した。即ち一八九四年該鉄道建設免許 (concession)。一九〇二年、仏単独鉄道補助金設定、英伊両国抗議。一九一八年五月二二日、鉄道完成全通。

一、英仏両国につづいてアビシニアに入ったイタリアは、領土獲得一本槍の概でつき進む。一八六九年、イタリア一会社がアッサブ港を買収、一八八二年これを伊国有とした。一八八五年、イタリアは英国の示唆に従つてマッサワを獲得。一八八七年から八九年にかけてのアビシニア・ヨハネス四世 (Johannes IV) とシヨアのメネリク (Menelek of Shoa) の戦争に、イタリアはメネリクを助け大勝を博す。一八八九年、ケレン、アスマラを収めて伊エリトリアを確保。同年五月二日、イタリアは、皇帝となつたメネリクとウッチャリ条約 (Treaty of Uccialli)

を締結、イタリアはこれによって全アビシニアに保護領を設定したと主張した。同年八月三日、イタリアは、キスマユからガルダファイ岬にいたる伊ソマリランドを獲得、ここにも保護領を設定した。

一、イタリアは、ここにエリトリア、伊ソマリランドを確保し、全アビシニアに保護領設定の主張をもって、仏アルジェリア、英エジプト・スーダンにまさるとも劣らぬイタリア・アフリカ帝国を打建てたと誇った。しかし一八九一年二月九日、メネリク皇帝は頽勢をたて直して反撃を開始、ウッチャリ条約の保護領主張を否認した。イタリアは英国に依頼し、同年四月一五日、ナイル河の百哩以内までの全アビシニアにおけるイタリア保護領の承認。アトバラ河の英国水利権承認を行った。一八九四年五月五日には英国は、ハラルをイタリアに譲った。

一、一八九四年七月一七日、カッサラ、翌年三月二五日、アデグラトとイタリアは領土拡張をやめず、九月、メネリク皇帝対伊宣戦。イタリアはアムバ・アラギに敗れ、一八九六年三月一日、アドワにおいて二万の伊軍は八万の阿軍に壊滅的敗北を喫した。この結果、一〇月二六日のアジス・アベバ条約によってイタリアはその勢力をアビシニア海岸地方所有地に限られることとなった。これ、ムッソリーニが報復を呼号するアドワの敗戦である。

メネリク皇帝とアビシニア帝国

こうみてくるとアビシニアにおける英仏伊三国協同開発の活動は、あまりにも明瞭であると言わねばならない。ここに英国が事態によってイタリアをおさえるよりも、アビシニア問題についてはこれと共同連携する方が、大勢にそった解決となると考える背景が存在した。二〇世紀に入ってこの関係の大きな山の一つは、一九〇六年のアビシニアに関する英仏伊三国協定であった。

一八九七年、メネリク皇帝はイタリア抑圧の勢いに乗って三月二〇日と五月一四日、仏英両国と夫々協定を締結、

説

西ソマリランドの国境を劃定し、特に英国のそれを大幅に縮小した。ここに、メネリク帝国の基礎が築かれた。しかし英国もこれを黙認し得ず、一九〇二年に、メネリク皇帝にナイル河地方の領土をスーダンに放棄させ、ブルー・ナイル水利権、ツアナ湖のダム建設プラン承認等をかちとった。そして英仏伊三国の頽勢を建て直すことを目的として一九〇六年七月四日、当該三国は、アビシニア三国協定 (the Tripartite Pact) を締結した。それは次のごとくであった。

論

一、アビシニアの独立と領土の一体を尊重し、三国はその内政に干渉しない。

一、しかし一旦の緩急にそなえ、三国はその各々の勢力権を明確化する。ブルー・ナイルの水利権は英国に、鉄道地域はフランスに、ツアナ湖地帯とアジス・アベバ西方地帯でエリトリアと伊ソマリランドを結ぶ地域は、イタリアに帰属させる。

一、英伊両国は、夫々デブチーアジス・アベバ鉄道会社理事会に代表される。^(c)

この三国協定の意味するところは重大であり、ここに三国の対アビシニア開発態度は、明瞭となると共にこれが三国のその後の方向を決定することとなった。その後勃発した第一次世界大戦は、民衆の広汎で強力な戦争貢献を呼び起し、戦後世界は民族自決と植民地廃止、デモクラシーの風潮に旧世界の政治観念は払拭される見とおしとなったがその実効はなかなかともなわず、ドイツの軍縮、賠償政策等による同国痛みつけが堂々白日のもとに実行される等あって、特にイタリアの一九一五年四月二六日協定の主張が前面に押し出されるとともに、当該一九〇六年三国協定が、一八五五年以来のアビシニア開発の歴史を背景に、黒々とその影を一九三五年の欧州政局三国国際関係に、投げかけるのであった。

第一次世界大戦後英伊兩國とアビシニア

第一次世界大戦後、戦前領土条項、植民地条項を含む条約、協定のすべては廃棄され、新時代の綱領、精神が一世をおおうこととなった。が、何故か一九〇六年アビシニア協定は、その風潮の矢面に立たされなかつた。それは、英國が、アビシニア水利開発に強い関心を有したからであつた。一九一九年、イタリアはアビシニアに關し、戦前政策を推進することを明確にし、アビシニア西半分の保護領を強く主張した。一九二五年二月一四日、一五日、英伊兩國はアビシニアに關し、公文を交換し、イタリアの勢力圏、エリトリア、ツアナ湖、伊ソマリランド間の鉄道建設計画とその地域の排他的經濟開發の承認、英國の戦前主張の各水利權の承認等を再確認した。この時、一九〇六年三国協定が持出され、アビシニアは赫怒して、一九二六年六月一九日、このことを連盟に注意喚起の形で訴えた。⁽⁷⁾英國は以後これらに加え、英ソマリランドに続くオガデン地区六〇哩までのワルワル、ワルデア近辺の井戸使用權、英ソマリランド種族の牧場權等の要求を持出した。しかし半面アビシニアが、ゼイラ港に出る通路を建設することを承認するとなしたのであつた。

イタリアはなお一九二八年八月二日、アビシニアと友好協定を結び、アッサブブデシー間道路建設を計画する。しかしイタリアの協同的エチオピア開發關係はそこまでで、以後ムツソリーニのエチオピア侵寇策が前面に出てくる。特に一九三二年夏、外相グランジ (Grandi) が職を離れ、外相職をムツソリーニが兼摂すると共に伊軍部のアビシニア・プランが公然の秘密として声高く論議されるようになる。一九三四年二月のワルワル事件は、この空氣の中で英伊アビシニア國境委員会が結成され、同地に赴いたことから突発したのであつた。しかしこの時も英國は首鼠兩端を持ち、ア軍六百、伊軍四百の対峙という形勢となるや英國委員は任地の外に出、ワルワル事件前日の一二月三日、

英国政府はローマに、英国は問題に介入の意図なしと申し送ったのであった。⁽⁸⁾

論

(一) D.B.F.P., ed. by W.N. Medlicott, D. Dakin & M.E. Hambert, Second Series, Vol. XIV, 1934-35, H.M.S.O., No. 90, Sir Drummond to Sir J. Simon, Rome, Jan. 10, 1935, pp. 91-92. この段階では英国政府は「ラバル・ムンソリーニ協定」について伊関係改善ならうと希望するのみにて、秘密約束には言及がなされていない。Ibid., No. 126, Sir S. Barton to Sir J. Simon, Addis Ababa, Jan. 18, 1935, p. 124. 皇帝は「フランスの独断背信を怒っている。仏ソマリランドの譲与は、一八九七年三月二〇日仏ア協約に反する。チマチ鉄道株売却は、一九〇八年一月三〇日アビシニア政府と鉄道会社間契約、六条の精神に違反す。Ibid., No. 179, Signor Grandi to J. Simon, Italian Embassy, Feb. 26, 1935, Enclosure in No. 179, Signor Mussolini to M. Laval, Rome Jan. 7, 1935, pp. 171-72. 資料一七九号は「グラランヂがサイモン外相にムンソリーニからラバル当てる極秘書簡（一九三五年一月七日付）を同封して、エチオピアに関する伊仏協定の内容を知らせる報告を内容として」す。

余は今日、次の貴下の書簡を受取る名譽をもった。

(東アフリカ、イタリア・エリトリア、同ソマリ、仏ソマリ的情勢を検討し、ここにおける両国の親密な協力 (collaboration amicale) を庶幾して) フランス政府はイタリア政府に対し、一九〇六年二月一三日の協定 (l'arrangement) と該協定第一条の諸規約 (les accords) にかんがみ、フランス政府は「このテキストの付録に規定された地域のチマチ・アシス・アムン・鉄道輸送に関する経済的利益 (intérêts économiques relatifs au trafic) 以外エチオピアにおいて、何ら他の利益を追求しないことを宣言する。だがフランス政府は、その所屬民と保護民が、一九〇八年一月一〇日の仏エ条約によって保持している諸権利、彼らが上記外エチオピア地域で得た諸譲与等を放棄しない。上記諸譲与のとりかえも行わないことも同様である。(フランス政府は、イタリア政府がこれらを尊重することを嘉みする。)

(イタリア政府は、一九〇六年協定と同第一条関連諸規定に注意し、当該附屬文書地域の鉄道経済的利益、仏市民の諸権利を尊重する。)

ラバルは「フリー・ハンド」(les mains libres ou carte blanche) をたしかに口頭で、一月六日夕バムツソリーニにのべている。両者の当時におけるこれについての見解と意図は、今日ほぼ一致して次のように考えられている。ラバルはこの言葉を用い、伊ア戦争の偶発性を完璧に否定はしないが、イタリアは、これを平和の中においてのみ用いる (elle en useait dans la paix et dans la paix seulement) と、彼は有権的に解釈している。と。ラバルは、一九三五年一月二一日の le conseil

de la défense nationale」と一九四〇年三月一日の仏上院とにおいて、彼が戦争をしないという条件でムッソリーニにフリーストランドを認めたこと。フランスは、経済分野での一切の得べかりし利益と影響をイタリアの利益のために放棄した秘密協定をムッソリーニとの間で締結したことを確認し証言している。ただ後者の場合は、同年の仏敗北(六月一日)目前の情勢下のことであり、ラバルの後の経歴を考えると彼の強気もうなずけるところである。ムッソリーニは、一九三五年二月ローマで仏大使に、ラバルは伊征服に明白な同意は与えなかったが、彼の経済的利益(avanages économiques)は必然的に政治的支配の保証 (la garantie d'un contrôle politique) を含意している、とのべたが、ムッソリーニは、彼がこれにつき完全な行動の自由 (une liberté d'action complète) を得たとしていたと述べられている。一九三五年六月二十四日、ローマでムッソリーニと国連相であったイーデン (Anthony Eden) との会話で、後者がラバルは彼に「フリーストランド」は、経済的事項においてのみだと保証したと言った時、ムッソリーニは信じられないというジェスチャーで椅子の背中にひっくりかえってみせたという。イーデンの記録である。これが証言であるのか対話者の印象であるのか、きめ手はなからうとルノバンは言っている。Pierre Renouvin, op. cit., pp. 79-80. J.-B. Duroselle, op. cit., p. 201. The Collapse of the Third Republic, William L. Shirer, Simon, 1969, pp. 243-44. イタリア外交官であり、ムッソリーニ研究者であったラッリ (Luigi Villari) は、ムッソリーニはスケールの大きなチェニシマ・イタリア人の権利放棄を充分な代償 (an adequate quid pro quo) もなしに実行するはずはない」と断定的に言明している。Italian Foreign Policy under Mussolini, Luigi Villari, Devin-Adair, 1956, p. 124.

(2) The Major International Treaties, 1914-1973, ed. by J.A.S. Grenville, Methuen, 1974, pp. 148-49. Le Pacte franco-soviétique de non-agression. 一九三二年「三五年のソ連・スウェーデン」の結合は、一八九一年「九三年のロシア帝国と仏第三共和国のそれと相似している。不侵略協定においては、締約国は他方に対する単独、複数、直接、間接の一切の攻撃に加わらぬこと、また他方への攻撃国に一切の援助を与えぬこと、他方を排除する国際協定に加わらぬこと、相互内政不干涉等をとらぎとていた。一九三五年五月二日にはこれを Le Pacte franco-soviétique d'assistance mutuelle, D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., pp. 116-19. とした。ここでは、国際連盟規約との相関を強調し、その一〇条から一七条を特に援用して、侵略の脅威に対し談合し、侵略に際しては一方は直ちに他方を援助することを規定した。国際連盟規約の発効という形で、援助を実行するところとてゐるところが興味深い。

(3) これには勿論、独伊の接近、彼らの枢軸結成という事情があらずかって力があるが、この傾向としては例えば、まずベルギーの一九三六年一〇月一日の離反があげられ、Le roi Léopold III répudie les engagements de la Belgique envers la France、一九三八年一〇月二五日の L'accord commercial germano-yugoslave, 同、十一月二日、L'arbitrage germano-italien entre la

Hongrie et la Tchécoslovaquie (L'Asie et l'Europe).

- (4) D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, 1934-35, op. cit., No. 153, Sir E. Drummond to J. Simon, Rome Feb. 11, 1935, pp. 148-49, No. 167, Sir J. Simon to Sir S. Barton (Addis Ababa), Foreign Office, Feb. 20, 1935 pp. 160-61. サークンの外相の意見は次のことへであった。皇帝は、伊政府に抗議したが、皇帝は挑発的、頑迷、自己弁護的、厳しい要求の固執等の言葉使いではない。国際連盟の動議も皇帝が自らイニシヤチヤをとり、単なる公的文書の交換より、円卓に自らついて会談を行うよう努力しなければ成功しない。このことは英国政府は、まだ自らが火中の栗をひろう心構えをためちうであった。
- (5) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., pp. 58-64. ユツラーの宣言は、ドキヤメントにして五頁半に上る長文である。ここでは、イタリの平和意図の具体的例証として、ザール問題の解決の後、ドイツはフランスにこれ以上何らの領土的要求をもたないという言明がなされてくる。これは後にゴットラー背信の動かぬ証拠の一つとされた。
- (6) As regards the historical colonial developments in Ethiopia, see "Italian Foreign Policy, 1870-1940," by C.J. Lowe & F. Marzari, Routledge, 1975, pp. 35-36, 54-60, 65-7, & 242-69 etc.
- (7) 英国は、ブルー・ナイルのアビシニア地域についても領土的管轄権を主張し、イタリアは水利権のみとした。イタリアは、これを一九〇六年協定と一八九一年四月一日協定とで否認する構えであったが、一九二五年二月一四、一五の両日、この問題が英伊両国間で調整された。この調整によってイタリアは、英国がツアナ湖のダムとツアナ湖とスータン間水路（一九〇六年協定ではイタリア勢力圏）を建設することを認めた。イタリアは、代償としてエリトリア国境から伊ソマリランド国境へ通じるエチオピア領土に鉄道を建設する権利と、鉄道地域の排他的経済勢力圏をつくる権利を英国から認められた。これは、フランスに通知された。マシニエらも通知され、皇帝はこれを連盟で提訴して抗議した。Ibid. pp. 243-44.
- (8) D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, 1934-35, op. cit., No. 19, Sir Barton (Addis Ababa) to Sir J. Simon, Addis Ababa, Nov. 13, 1934, Footnote 3. クリンフォード大佐 (Colonel Clifford) は、明朝エチオピア地域の外出へ、なごう記事がある。Ibid., Nos. 25 & 26, Sir J. Simon to Mr. Murray (Rome), Foreign Office, 7.45p.m. & 10p.m., Dec. 3, 1934, pp. 37-40. 次のことを伊政府に伝えた。①英国皇帝陛下の政府は、伊ソマリランド政府がワルワルとワルデアにボストを確立したことの情報を得た。②ボスト確立云々のことは、元来 (primarily) イタリアとエチオピア間の解決事項である。陛下の政府は、情勢が強要しない限り、介入の何らの意図を有しない。③英国系ソマリ種族 (British Somali Tribes) は、国境地方の当該地域その他に放牧と給水の太古からの権利を有する。陛下の政府は、これへの他者の介入を許さない。④陛下の政府は、放牧地域を決定するため問題地域へ赴いた英エチオピア合同国境委員会 (Joint Anglo-Ethiopian Boundary Commission) が伊軍の行動による

てその活動を停止するの止むなきに至ったこと、これに対し、抗議が局地的に行われたことを聞いた。

なおこれらに加え、英国政府は、国境劃定がすみやかに行われるようアビシニア政府にも勧告することと、英系ソマリ住民の放牧権と給水権の守られねばならぬことを強調してゐる。Ibid., No. 27, Sir J. Simon to Sir S. Barton (Addis Ababa), Foreign Office, 10 p.m., Dec. 3, 1934, p. 40. 貴下は、すみやかに次のことを皇帝に伝えよ。今日の伊国境における不安を終結する最善の方法は、すみやかに地上の同意された分界点に進むことと、陛下の政府の最良のコースは、この分界が今や保障されなければならないという提案を伊政府に行うことである、と。

九 ストレージ戦線の結成と意義

ストレージ会議

英仏伊三国は一九三五年四月一日から一四日まで、北イタリアのストレージに会合していわゆるストレージ戦線の結成を目指し、三国協調を策定する。英仏伊独四国協調が、一夜明けて英仏伊三国対ドイツ対決の星座と変貌するのである。これはドイツ再軍備の実行が英仏兩國をかつて、アビシニア侵寇に狂奔するイタリアをその陣営にとりこもうとするのである。⁽¹⁾そして英仏伊三国対アビシニアの關係を歴史的に眺めれば、英仏兩國がイタリアをこの問題で宥和するのは、自然の成り行きであつたとさえいい得るのである。フランスはその線に従つて忠実に行動していたし、英国も一旦の対伊抗議を素早く引込めて歴史の延長線上で行動しようとする。ヒットラーの軍拡宣言とアビシニア英仏伊三国協調の歴史がストレージ会議をもたらしたとして、以来英国は、たゆたいながらイタリア宥和に狂奔する。そして対伊宥和が完全に失敗したとき、英国は、なお一層大きな宥和を最大の敵ドイツに施すべく渾身の努力を振るわねばならぬのであつた。

ストレーザ戦線の結成は、四国協定（英独仏伊）と様変わり、自然の勢いの中で結成されたといえる。これは、ヒットラーの暴発を反射神経的に行動で防遏したいという各国の気持ちのあらわれであったとさえ言える。ヒットラーのベルサイユ条約第五部破棄につき各国はこれに反対し、非難し、ヒットラーの暴力に屈せず、ベルサイユ条約、ロカルノ条約等を守り、平和を維持するため集団安全保障によって事態をのり切ろうとする決意を夫々が、断固文書で表明するのであった。その中で当然ドイツと対抗出来、それに最も利害を有する英仏伊三国が結集した。それが自然の流れとなったともいえるストレーザ戦線の結成であった。

ストレーザ決議

英仏伊三国はストレーザにおいて一九三五年四月一日次の諸協定を採択した。⁽²⁾

会議において採択された諸協定。

a 一九三五年五月一日、ストレーザ会議の共同決議。

イタリア、フランス、英国各政府代表者は、ストレーザにおいて、最近数週の見解の交換の結果、三月一六日ドイツ政府によってとられた決定、英国閣僚が最近の訪問を通じて数カ国の首府から得られた情報等のひかりの中で、欧州一般情勢を検討した。ローマとロンドンで夫々行われた種々の取極めの中で明確化された政策にこの情勢がもつ関係を考慮した揚句、彼らは討議された色々な事項に完全な意見の一致をみた。

1 三国は、フランス政府によって国際連盟理事会に提出された要請の討議の中で、追求されるべき共同行為に同意した。

2 彼らが受取った情報は、東欧の安全保障のために望ましい発展をおもなばかった討議がつくされるべきだとい

う彼らの見解を確認するものであった。

3 三国政府代表は、オーストリア情勢を新たに検討した。

彼らは、一九三四年二月一七日と九月二七日の英仏伊宣言を確認した。そこで三国政府は、オーストリアの独立と領土的一体を維持する必要性が彼らの共同政策を鼓吹しつづけることを認承した。

オーストリアの領土的一体と独立に脅威ある場合とるべき手段につき協議するという決定をもつ一九三五年一月七日の仏伊議定書、同二月三日の英仏宣言に言及し、彼らは中欧協定 (the Central European Agreement) 締結の見地で、ローマ議定書にあげられた全政府代表がすみやかに会合することを勧告することに同意した。

4 提案中の西欧航空協定 (the Air Pact for Western Europe) に関し、三国政府代表は、二月三日のロンドン・コミュニケ中に計画されたごとく、追求されるべき原則と手続を確認し、ロンドン・コミュニケにあげられた五カ国による協定とそれともなうすべての二国間協定との草案作製という見地で、問題の研究を積極的に継続することを申し合わせた。

5 軍備問題へのアプローチで、三国代表は、ロンドン・コミュニケがベルサイユ条約第五部の関連条項に代るべきドイツと自由に討議された協定を考えたことを想起し、ドイツ政府の最近の行動とサイモン卿 (Sir John Simon) が、この問題でドイツ首相とかわした会話の報告書を注意深く熟考した。残念ながら、種々の手段が、軍備問題の自由討議された解決を促進するべくとられつつあるその時に、ドイツ政府によって採用されたその一方的破棄の方策が、平和的秩序の安定性への公けの信頼をくつがえしてしまったことを認めざるを得ない。なおその上、すでに実行段階にある宣言されたドイツ再軍備の巨大さは、軍縮努力が基礎づけられている量的仮定を無効にし、かつこれらの

説 努力が行われる希望を無にした。

三国代表は、それにもかかわらず、安全保障の観念を確立することによって平和を維持しようとする彼らの熱烈な願望を再確認し、彼らが、軍備制限に関する国際協定を促進するすべての実際的努力に参画することに依然強い希望を有することを宣明する。

6 三国政府代表は、その軍事地位が夫々サン・ジェルマン、トリアノン、ヌイーイ各条約によって決定されている諸国家によって表明された、これらの地位の改訂願望を熟考した。

彼らは、他の関係諸国家も外交経路により、この願望を知らされるべきことを決定した。

彼らは、他の関係諸国家も一般的、地域的安全保障の組織内で相互協定によってその解決をはかるといふ見地で、この問題を検討するように勧告することに同意した。

b 一九三五年四月一四日、英伊宣言。

伊英代表によってロカルノ条約との関連において次の共同宣言が行われた。

保障者としてのみロカルノ条約に参加した国家である伊英両国代表者は、ここに諸条約下の彼らの全義務を正式に再確認する。そして必要な場合、それらを誠実に果す彼らの意思を宣言する。

両国は、ロカルノ条約の他の全参加国との関連でこれらの義務に参入したのであるからその限り、フランスが参加しているストレーザ会議でなされたこの共同宣言は、正式にドイツ政府、ベルギー政府に伝達される。

c ストレーザ会議最終宣言、一九三五年四月一四日。

国際連盟の機構内で、平和の集団的維持をその政策の目的とする三国は、欧州平和を危殆に瀕させる条約の一方的

破棄にあらゆる実際的手段によって反対することに完全に意見の一致をみ、この目的のために緊密かつ衷心的な共同行動を行う。⁽³⁾

ストレーザ決議の意図

ストレーザ戦線の結成によって英仏両国、特に英国は、イタリアに対し二律背反的立場に立つことになった。一方ではイタリアのアビシニア侵攻を喰いとめようとし、他方では対独共同戦線の結成のためにしゃにむにイタリアを宥和してこれを英仏陣営に緊縛しようとするからであった。フランスは政府、民間共に大体意見一致してこの時機、イタリアを宥和、アビシニア問題も不問に附す暗黙の態度をとりつつづけるのであった。そしてこの英仏両国のアビシニアをめぐる対伊態度の背景には、これら三国のアビシニア開発の歴史がわだかまっていた。この点についてさらに言うならば、フランスは一九〇〇年一二月、仏伊協調をもってイタリアのトリポリ、フランスのモロッコ勢力圏相互確保の密約を行い、一九〇二年には、イタリアが三国同盟をぬけてフランスと実質的中立条約の宣言を行うという間柄から、第一次大戦の同盟協商関係を経過していたし、英国は一八八七年二月と一二月の英伊地中海協定によって、イタリアのトリポリ、キレナイカ、英国のエジプト勢力圏の相互承認を行うという関係をも打ちたてていたのであった。

ストレーザ会議においてなされた決議は、要約すれば、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項の破棄が一方的な不法行為であって許さるべきものでないこと。いわゆる東欧協定（東方ロカルノ）締結の望ましいこと、オーストリアの独立と領土の一体的尊重、西欧航空協定締結のための研究、サンジェルマン、トリانون、ヌイーイ各条約によってはかられた夫々の国への軍備制限に対する改訂願望の熟慮等であり、なお英伊宣言の形で両国のロカルノ条約尊重がうたわれていたのであった。

この決議が、英仏伊三強国によって到達せられた意義は無論大きかった。欧州の事端がこの決議の日をおつての實行によって緩和され、もしくは望ましい形で解決されるならば、各国の望む欧州平和の集団的維持は、朗々と達成される。この決議を素直に読むならばこう考えない者はないはずであった。そしてこの三国決議には夫々の国情によるニュアンスはあったが、例えばポーランドは、同国が独ソ両国の間にあってその国境を夫々両国と接していることから、ポーランドは独ソ両国と不侵略友好協定を有している等の発言があったが、ほとんどすべての国々がストレーザ決議支持の希望を声明したのであった。小協商、バルカン連合、トルコ、デンマーク等であった。⁽⁴⁾ソ連外相リトビノフは、次のごとく言った。「……余は、ベルサイユ条約に責任を持たず、またそれに否定的態度を隠さない国の名において貴方がたに発言する。我々の前における問題についての公式の関心は、国際連盟とその理事会のメンバーとして我々は、未だ公的には連盟の組成員である国家によって国際条約の侵犯がなされた事実⁽⁵⁾に直面しているということである。」と、そして彼は、これにつづけて、連盟規約侵犯問題の重大さ、国際条約義務尊重の重要性を改めて強調し、国家の独立と領土的一体性の尊重、平和の維持、集団安全保障の意義等を喝破したのであった。

ストレーザ決議をもち来したものは、春秋の筆法をかりれば、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項破棄であったから、その限りでは、ヒットラーの不法出でて、欧州の国際正義自覚が、この形で統一にもち来されたといえるのであった。ストレーザ決議が確固たるものであれば、終りよければすべてよしとなる論法であり得た。ヒットラーの悪事は、ストレーザ決議において善事に転回し得たのであった。

しかしそうはならなかった。ヒットラーの悪事はやはり、悪事を善事に展開するものとはならず、それは結局より一層の悪事を展開する契機としかなり得ないのであった。ここにストレーザ決議の運命的悲劇があった。英独仏伊四

国協定は批准されずに廃棄されたが、ストレーザ決議は、内部爆発の形でその実効性を喪失してゆくのであった。ストレーザ決議を生み出す時、英国政府は、誤りなくムッソリーニ宥和に踏出すことを決心していたと思われる。ムッソリーニのアビシニア侵略をある線で宥和するということである。これなければストレーザ決議も何もあり得なかつたことは否定出来ない。そしてまたムッソリーニもオーストリア独立を防護し、ストレーザ戦線に参加する限りは、この英国宥和が彼のアビシニア冒険に施されることの期待をもって行動していたことは疑いない。ラバルムツソリーニ協定以来のフランスの対伊宥和は、そのことを諒解さす充分のよすがとなり得たはずであつたからである。ストレーザ戦線に参加した時、英仏伊三国の対ヒットラー防衛線の結成とアビシニア問題解決には、ある合意が彼らの間に存在していたことは疑い無き事実であつた。

ストレーザ決議の運命

では何故そのストレーザ戦線が結実せず、崩壊の運命にさらされるのであるか。これが次に考えられなければならない。と言つても、英仏伊三強国連帯が最後崩壊するのは、ラバル・ホーア・プラン (Le plan Laval-Hoare) がない。と言つても、これが英国で否決されるからで、時間的にはすこし先のこととなる。そこに至る原因は二つ考えられる。(1)は、対伊宥和の不徹底であり、(2)は、英国与論の宥和政策に対する未成熟であつた。これらは後にラバル・ホーア・プランを論じる際に問題とされるべきであるが、(1)について言えばムッソリーニのアビシニア譲与期待は、英仏兩國、特に英国政府の考えていたような足して二で割る式のものでなく、全アビシニアの獲得を承認されるということであつた。これ、ヒットラーがチェッコスロバキアの獲得の際にみせる態度とくさびを一にしている。ただ後者はその真意をかくして一旦ミュンヘン協定を締結するところが、ムッソリーニが、ラバル・ホーア・プランを一蹴するのと異なる

るところである。(2)について言えば、英国与論が対伊宥和を首肯しなかったということであった。英国がイタリアのアビシニア侵略を是認することは、英仏伊三国によるアフリカ植民地開発の歴史と直接結びつく事柄であった。そしてその歴史は、実は歴史とはならず、つい昨日の記憶にすぎないものであった。こうして第一大戦後新生世界のデモクラシーの鯨波の前にアビシニア侵略に狂うイタリアを是認するなどは、出来る沙汰の話ではなかった。たった三年後ミュンヘン宥和の際、これに賛成する英国議会の議會歴史はじまって以来という熱狂的N・チェムバレン首相支持の喝采とはさま^い変り、この時は、反対に英国民衆は対伊宥和になだれのような反対を表明するのである。これが、対ムツソリーニ宥和不成就の第二原因であった。

ストレーザ決議の意義

ストレーザ決議の実行は、みたような蹉跌の芽を最初からふくんでいるようなものであった。英仏伊三国がそこに結集したのは、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項破棄に嚴重抗議を發すると共に、その再軍備を世界与論を背景に阻止しようとする意図からのものであった。そしてさらに三国に共通する政策目標として、オーストリアの独立と領土的一体を保持することがあった。これに三国は連携し得た。オーストリア独立に対する当面の脅威は、勿論ドイツからくるとされた。

ストレーザに結集するとき、英国にとつては、それは政策の大きな転換を胸に秘めた行動とならねばならなかった。そしてそこにストレーザ決議の歴史的意味、その転回点としての意義があった。それはいうまでもなく、英国外交の宥和政策への転換である。しかし言うならば英国政府の外交は、ベルサイユ条約成立時からそれへの批判にたっていた。ベルサイユ条約の非違を是正するというのが、その強い主張でさえあった。そしてその後の大きな出来事には、

英国政府はつねにベルサイユ条約や、その他条約を右翼的に解釈しない立場で行動してきた。それは、ルール占領、ドーズ・プラン、ロカルノ条約、軍縮協定等々においてそうであったといえる。⁽⁸⁾しかしここへきてそれが、明確に断定された。英国外交の少なくともベルサイユ条約を右翼的に強行しないという立場が、集約されて、そこから具体的にイタリア・ムッソリーニ宥和の政策がうち出されてきたのであった。しかしベルサイユ条約の文言を厳しく追求せず、その求めんとするところを求めるといふのは、つまり、ドイツをまた他の戦敗国を完膚なきまでに痛めつけずに、ドイツの再生をはかることと言えた。J・M・ケインズの主張するごとく、ドイツの経済力を復興させ、戦前水準の貿易を復活する。これに再び欧州経済を結びつける。このためドイツの石炭収奪をやめ、その生産を回復させる。戦害勘定を合理的なものとし、賠償を理性的なものとする。オーストリアの賠償を帳消しにする。ポーランド、ベルギー等に英国賠償受取り分を廻す等々が、その処方箋となるべきであった。⁽⁹⁾

しかしこの処方箋とイタリアのアビシニア侵略を是認すること、即ちこの場合の対伊宥和との間には実に径庭の差があった。まだ処方箋の実行にもとりかかっていない段階で、侵略是認等を問題にすることは出来ない相談であった。しかし何度も言うごとくストレーザ戦線に英国が参加する以上は、そこに明確な宥和路線に踏み出す決意がなければならなかった。英国は、そうした。そこでの英国の決意は、この直後にあらわれるラバル・ホーア・プランとなる。アビシニアの主権を名目的に残し、その領土の大部分にムッソリーニの實際上の植民地開発を許すというそれであった。全アビシニアに熨斗をつけてこれをムッソリーニに引渡すということは、勿論考えられなかった。ベルサイユ条約の求めるところを求め、国際連盟の条項、ウイルソン十四点の理想を実現するという限り、これは当然のギリギリ結着の侵略是認の態度であった。いやこれさえ到底是認のなんのとはいえない現実だと実際はいわねばならなかった。こ

の点、後に結果するN・チェムバレンのミュンヘン対独宥和は、その内容が、ヒットラーのムツソリーニまがいの侵略(一九三九年三月にはそうなってしまうのだが)と異なり、ズデーテン地方三百五十万ドイツ人のドイツ復帰ということで、これこそ考えようによっては、ベルサイユ条約の非違を是正する第一号の条約改訂と考えられるものであった。ここに二つの観点が成立する。(1)は、英国宥和は、当然のことと言ってしまうばそれまでだが、あくまで国際連盟とベルサイユ条約の枠内で実行するということ、この原則があるということである。対伊、対独のこの時の二箇の英国宥和政策に関して、これが一貫して眺められるということである。(2)は、しかし、(1)のごとく言っても實際上、対伊宥和の場合は、実質的に侵略是認であり、対独宥和の場合は、時期的なものであったとしても、民族自決主義というウイルソン十四点以来のベルサイユ体制の根本原則を實際上の非違を是正してあらわすという大命題に副った行動であったということがあるのであった。そしてその限り、英国と論や、英国議会のこれらに対する態度のさきにしふれた相違は、この対伊、対独宥和の内容の相違に対する敏感にして着実なそれらの反応のあらわれと解さなければならぬ面も強いのであった。

(1) チェロッセールは、ストレーザは、ドイツに対する共同戦線存在をデモンストレーションするものであった。そこではエチオピア問題は取上げられなかった¹⁾と云ふこと。J.-B. Duroselle, op. cit., p. 204. D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, op. cit., No. 230, Record at Siresa, Siresa, Apr. 12, 1935, pp. 220-22. によればエチオピア問題は公式には取上げられなかったが、参加者の間で盛んに意見交換がなされた、とある。ルノバンは次のようにみている。ストレーザの源はラバル・ムツソリーニ協定にある。仏伊交歓がその骨格である。しかし仏伊は地中海問題、植民地問題で対立していた。フランスの主張は、ダニユール・ヨーロッパの平和維持のため、イタリアに欧州の責任 (responsibilités européennes) をとらせることが重要というもの。しかし仏伊協調は、英国を参加させることによって意味がある。英国は、ダニユール・ヨーロッパのことに関心をもちたぬ。英国の中欧問題は、アンシユルスである。ソ連は、会議は植民地問題に沈黙していると非難した。イタリアは、会議に参加することによ

- つづランンスのみならず英国の認可 (la tolérance) を得たことである。中欧の現状維持にイタリアを参加さす場合、フランスは、ヒトラーにおける英国の利害を犠牲にしなければならぬ。即ち「タニエー」欧州におけるイタリアとの連合 (concert) は、東ヨーロッパで英仏両国がイタリアの行動を妨害する (chercher à la mettre en échec) 場合、如何に活動し得るのか、また集団安全保障体制にこれまでと比較にならない打撃を与えることなしに、如何にして国連組成国の犠牲でイタリアの膨張を承認するのかが、問題は複雑である。P. Renouvin, op. cit., pp. 77-82.
- (2) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., 7, The Stresa Conference, Apr. 11-14, 1935, pp. 80-82. 本会議の場所は、Palazzo Borromeo, Isola Bella, Stresa, であつた。主要参加者は「イタリアは「マッソリーニ」、英国は「Macdonald & Sir John Simon」フランスは「Flandin」トワールであつた。
- (3) ムッソリーニが会議の最終会期で、アフリカにおけるフリー・ハンドを確保しようとして「欧州において」(in Europe) という言葉をナキストに書き加えたというのは、事実をまげれるものであると英国資料はのべている。この言葉は「すでに草案に書き込まれてゐた。またこの否認は「フランダン」(Pierre-Etienne Flandin) を認めざるべしである。D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, op. cit., Footnote to No. 230 (see Note 1 in this chapter), p. 222.
- (4) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., (iv) Resolution adopted by the Permanent Councils of the Little Entente and the Balkan Entente, April 15, 1935, pp. 86-87. 小協商「バルカン連合は「ストレーザ会議の欧州平和早期実現 (des prochaines réalisations de la paix européenne.) の努力を嘉みし、彼らは、この会議から国際協調と平和の確保に有効な貢献が結果することを期待してゐる。ただサンジヘルマン以下の平和条約改訂願望を有するこれら五国の問題への考慮も忘れては欲しい」とのべつである。Ibid., pp. 103-105. フランスのメモランダムに答えるという形で、国際義務遵守の必要性をときながらベック大佐 (Colonel Beck) は、新協調体制がポーランドの東隣国との侵略体制、西側との善隣友好関係にどう影響するか、と問うてゐる。Ibid., p. 108. スウェーデン代表は、「ドイツの条約侵犯について連盟規約八条遵守の重要性を強調してゐる。Ibid., pp. 111-12. トルコ代表は、「この機会をとらえて、やはりローザンヌ条約を課せられた国として自国の安全保障に考慮がはらわれねばならない、特に海峡地帯についてそうである」とのべた。しかしトルコ代表は、すでにストレーザ支持の点は小協商「バルカン協商の常設理事会で表明されている」とのべた。以上すべて国連関係での証言である。
- (5) Ibid., pp. 105-107.
- (6) ヒットラーと西欧諸国の関係の中で、ストレーザ決議につきフランスワ・ボンセは、事態を次のごとく悲観的にみる。まず決議は、何時ものごとく大へんおそい。ヒットラーの挑戦 (le défi hitlérien) があつてから一日も経過してゐる。それは「

イツの軍事法 (La loi militaire allemande) を排撃しない。ただ将来のことだけにだけ関心を示している。これらは西欧諸国の特性である。第三帝国の攻撃のたびに、既成の事実を承認して将来をいましめる。だからヒットラーは、悠々として獲得物の中から次の獲物を追求するのだ、と。そして彼は、一九三五年六月一八日の英独海軍協定とエチオピア事変 (l'affaire d'Ethiopia) が、ストレーザの結束を崩壊させる、とのべつゝ、André François-Poncet, op. cit., pp. 255-56.

(7) 法学論集、第五号(一九八一・七)「N・チェムバレンの宥和政策とベルサイユ平和」、N・チェムバレン宥和政策の褒貶」、拙稿、二二三頁。

(8) 同右論稿の趣旨参照。

(9) 同右第十一号(一九八四・六)「N・チェムバレンの宥和政策とケインズ」「講和の経済的結果」拙稿並びに同右第十二号(一九八五・八)「N・チェムバレンの宥和政策とケインズ」「条約の改訂」拙稿参照。

十、この稿のむすび

ストレーザ決議において英国は、その外交上ふみ切れるところまでふみ切った対伊宥和を実行しようとした。それは、与論の反撃にあつてあえなくつぶれてしまふが、ここで重大なことは、このストレーザ決議が、その英国外交の宥和政策採用の転換点になったという事実である。ベルサイユ体制成立以来、その内容の厳格な実行に咨であり、何となくベルサイユ条約の非違に敏感で、その是正にたゆたっていた英国外交が、まことに明確な宥和態度を打出し、宥和政策を実行しようとする。これは、そのターニング・ポイントを形成した英国外交の実行であつたということである。しかしいうならばこのストレーザ戦線の結集は、ヒットラーが、ベルサイユ条約軍事条項の破棄という当時驚天動地の大爆発を引起したことへの対応として結果したものであるから、いわば英国外交の宥和政策への転換は、全く事実上は、ヒットラーの行動の引起したものであつたということを忘れるべきではない、ということもいわねばな

らないのである。

(1) 英国外交は、ストレーザ決議へきて、はじめて宥和政策へ転回した。その内容は、世論や国際連盟の是認し得るものではなかった。

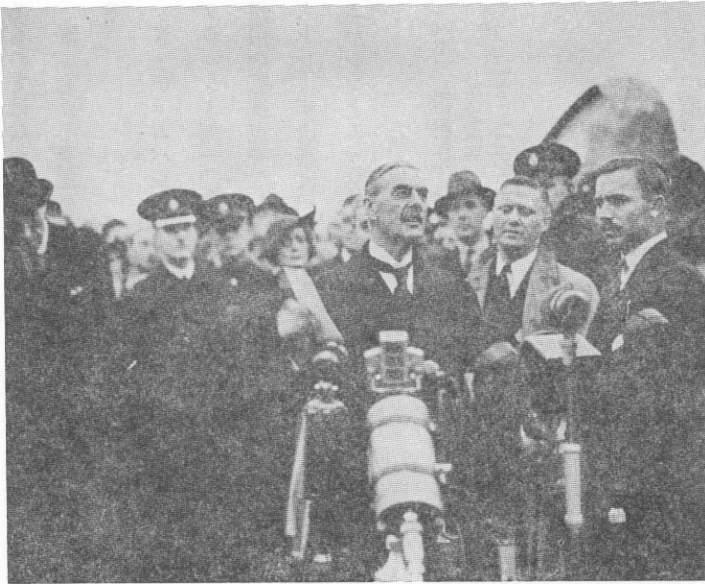
(2) しかし英国外交の宥和政策転換は根を下し、大戦破裂を喰いとめるといふ大命題の下で、ミュンヘンで結実する。

N・チェムバレンは、ミュンヘンから第二の「名誉の平和」(Peace with honour)をもたらしたと空港で演説し、ダウニング街一〇番地の官邸には人々が群集して首相を歓迎した。⁽¹⁾ ストレーザ決議は、実にこの英国外交の宥和政策採用の転換点をなした。四国会議、ラバルムツソリーニ協定、そしてストレーザとつづく英仏独伊四国関係の中で、ストレーザ決議は、実にその転換点としての重要な意義をもつものであった。小論はこのことを主張して「N・チェムバレンとムツソリーニの外交、二」の論点とする。これに対する大方の御叱正を乞いあげ、この稿を擲筆したい。

(1) Munich: 1938, Appeasement fails to bring Peace for Our Time, by Neil Grant, Franklin Watts, 1971. の巻頭写真二葉と彼の言葉「我が歴史において再度首相は、ドイツから「名誉の平和」をもたらした。これぞ我が時代の我がが平和である。」(I believe that it is peace for our time.) 参照。

△ 付 記 ▽

この論文作製にあたっての資料借覧につき、神戸大学名誉教授、大阪経済法科大学法学部教授、同研究所長、窪田宏氏、神戸大学附属図書館、森貞子掛長、大森博美両氏の御世話にあずかったこと多大でありますのでここに誌して感謝の意を表します。



ヘストン空港でミュンヘン平和のメッセージを読むN・チェムバレン首相



夫人と共に首相官邸で群衆の歓呼にこたえる同首相